公益財団法人岩手県文化振興事業団

**いわて芸術文化復興エイド寄附金**の募集について

　公益財団法人岩手県文化振興事業団は、皆さまから寄附金を募集しております。

|  |  |
| --- | --- |
| **１　寄附金募集の目的**  当事業団は、芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・活用等を図り、県民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的としています。  平成23年3月11日発生の「東日本大震災津波」により、本県の芸術文化活動も大きな影響を受けております。皆さまからの温かいご支援をいただきながら、伝統芸能の継承活動の復興、芸術文化を通した被災者支援事業などを実施してまいります。  いわて芸術文化復興エイド寄附金の  使途となる事業について | |
| **２　寄附金の使途**  右表の事業の費用に充当します。 | ●**「東日本大震災津波」の被災団体支援事業**  **津波被災した文化団体の郷土芸能用具の整備に助成する事業**  **※寄附金と文化振興基金を財源として実施します。**  **実施期間：平成23年度から当分の間**  **事業規模：１億２千万円** |
| **３　募集総額及び募集期間**  **２千万円**を目標に当分の間募集いたします。 |
| **４　お申込手続き**  裏面の申込用紙に記入し、当事業団へ持参、FAXまたは郵送ください。  （申込書受理後、振込口座をお知らせします。） |

**５　お名前の公表**

当事業団のホームページ等に法人名（団体名）、氏名及び寄附金額を掲載させていただきます。

（匿名をご希望の場合はお申し出ください。）

**６　寄附金控除について**

当事業団は平成23年4月1日より公益認定を受け、公益財団法人岩手県文化振興事業団となりました。公益財団法人は特定公益増進法人に該当するため寄附者は寄附金控除を受けることができます。事業団から発行される寄附金受領証明書を添付しますと、下記の所得税および法人税の優遇を受けられます。

　　＜個人によるご寄附＞

次の算式で計算した金額が「寄附金控除」として、所得から控除されます。

寄附金控除額＝（寄附金額または所得金額の40％のいずれか少ない金額）－（2,000円）

　　＜法人によるご寄附＞

一般の寄附金とは別枠として、損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入することができます。

損金算入限度額＝（所得金額の5.0％＋資本金等の額の0.25％）×1/2

*※資本等の金額とは、資本の金額と資本積立金額の合計額です。*

* 住民税における寄附金控除は、各都道府県および市町村の条例で指定されている場合のみ適用されますので、

お住まいの都道府県および市町村にお問い合わせください。

公益財団法人岩手県文化振興事業団　総務部

〒020-0023　盛岡市内丸13-1　　　TEL　019-654-2235　　FAX　019-625-3595

寄附申込書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人岩手県文化振興事業団

理事長　　石 田　知 子　様

　　　　　　　　　　　　　　　寄附者

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | （〒　 - ） |
| 法人名（団体名）・氏名  (法人名・団体名の場合は代表者も記入願います) | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 電話番号 |  |
| e-mail |  |
| （法人の場合）事務担当者 | 職名  氏名  電話番号 |

　　公益財団法人岩手県文化振興事業団の寄附の受入基準に同意し、下記のとおり寄附します。

**公益財団法人岩手県文化振興事業団寄附受入基準**

　１．事業団は寄附の対価として何らかの利益又は条件等を附さないものとする。

　２．寄附者は寄附の経理について監査を行わないものとする。

　３、寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことはできないものとする。

　４．事業団は寄附した寄附金を寄付者に無償で譲渡または使用することはできないものとする。

１　寄附金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　寄附目的（次のいずれかにレ点をつけください。）

|  |  |
| --- | --- |
| □　使途を特定する  　　　□　いわて芸術文化復興エイド寄附金  　　　　（東日本大震災津波被災者支援事業）  □　芸術文化の普及・振興事業  □　芸術文化団体への助成事業 | □　使途を特定しない |

３　氏名・寄附金額の公表（希望しない場合はレ点をつけてください。）

　　事業団のホームページ等への寄附者の氏名及び寄附金額を掲載することについて

* 承諾しない

４　納入方法

　　希望する納入方法及び金融機関を○で囲んでください。

　　　現金納付

　　　振込納付　　　岩手銀行　　　・　　　東北銀行　　　・　　北日本銀行

　　　　　　　　　（誠に恐縮ではございますが、振込手数料はご負担願います。）

　ご送付先

　〒020-0023　岩手県盛岡市内丸13番1号　公益財団法人岩手県文化振興事業団総務部

　電話　019-654-2235　FAX　019-625-3595